

## ・財務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という）第17条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第15条第1項の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について、下記のとおり委任しております。

### 1. 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

財務大臣の所掌に係る法第2章に定める権限又は事務のうち、下記表左欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表右欄に掲げる職員に委任している。

財務局（財務支局を含む。）	財務局長（財務支局にあつては、財務支局長）
税関	税関長
沖縄地区税関	沖縄地区税関長

（平成15年4月1日現在）